

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋換気系（ダクト）改造工事）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年4月8日 15時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官※、片桐主任安全審査官、角谷主任安全審査官、
建部主任安全審査官、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 プラント管理グループ 課長、他2名

東海第二発電所 副所長、他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 審査スケジュール（案）【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】
- (2) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料
- (3) 東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい、規制庁、片桐ですそれでは東海第2発電所の3の設工認の変更申請につきましてヒアリングを開始したいと思います。
0:00:13	それではまず事業者から本日の資料の確認と引き続き内容の説明をお願いします。
0:00:21	はい。日本原子力発電喜多村と申します。よろしくお願いします。
0:00:25	今日本日資料3種類ご用意してございます。
0:00:29	一つ目は、資料1としまして今後の祝審査のスケジュール案ということでご用意したものです。
0:00:38	続きまして資料2としましては、設工認の補足説明資料ということでトータル、
0:00:46	572ページものの資料となっております。
0:00:51	あと最後、資料3がですね、先日までのコメントをいただいたものの整理表。
0:00:59	でございます。
0:01:00	この資料を使いまして、順次ご説明差し上げたいと思います。
0:01:04	よろしくお願いします。
0:01:09	はい。日本原子力発電の花井と申します。よろしくお願いします。まず初めに資料3といたしまして、先日、3月28日に
0:01:21	ヒアリングをしていただきました内容についてそちらの方のコメント内容、それとそれに対する回答という形で、
0:01:31	説明しまして、そのあとそれに伴った補足資料4の流れでこのような形で反映していますと。
0:01:40	いう流れで、説明したいと思います。よろしくお願いいたします。
0:01:49	日本原子力発電の川俣です。まずコメント資料3のコメント回答整理表の方になりまして、まず、ナンバー7の方なんですけれども、
0:02:01	前回コメントとしまして原子炉建屋換気系を改造することに対する設計の妥当性が不明なため、
0:02:09	基準適合性の影響を整理することまたは既設の原子炉建屋ガス処理系の影響にも、についても整理することということに対しまして、
0:02:18	今回
0:02:20	施設補足説明資料の補足4の方で今回、回答を準備しておりますが、
0:02:27	原子炉建屋の改造、
0:02:30	による設置許可基準規則及び技術基準規則それぞれ条文ごとに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	適用性の影響を整理しまして、またそれに伴う減少、ガス処理系の影響についても整理して、
0:02:43	改造による影響はないことを記載しています。また、すみません江藤。
0:02:50	コメントすみません回答整理表の6番の方についても、
0:02:54	原子炉建屋換気系改造に伴う既許可の変更と、運用、
0:03:00	の解釈の仕方で、
0:03:03	変更手続きが必要ないことを、論じるのではなく、もともとの設計思想に対し、
0:03:08	いかがなのか説明することということに対しまして、また同じようにし、補足説明資料補足4の方に、
0:03:15	当初の設計思想を明確にした上で、
0:03:18	今回の改造が既許可に対し影響するのかまた許認可へ変更が必要なのかわかるように記載しております。
0:03:25	また、整理した結果、工事計画、
0:03:29	認可申請書の、
0:03:31	変更は不要。
0:03:32	となりますが、原子炉建屋原子炉設置許可申請書の添付書類8の記載を変更する必要があると判断に至っております。それでは、
0:03:42	当然補足4の方に移らせていただきまして、
0:03:47	補足4の方なんですけども、
0:03:50	右下のページ番号で536から561ページが、今回、
0:03:56	の補足に関する説明資料となっております、
0:04:00	別添1の方が、545から、
0:04:04	547となっております別添2の方が、
0:04:09	548から549、別添3の方が、
0:04:15	550ページから552ページとなっております別添4の方が、553ページ。
0:04:24	になりまして別添5の方が554ページから556ページとなっております、
0:04:31	別添6に関しては、557から559で、別添7が560から561となっております
0:04:42	今回別添の方ですけれども、別添の1と、
0:04:46	4と7に関しましては、
0:04:48	前回
0:04:51	ご説明した資料に変更はありません。それではちょっと、
0:04:55	537ページめくっていただきまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:59	538 ページにつきましては、今回も変更はございません。
0:05:06	続きまして 539 ページ、今回こちらの方から、
0:05:10	前回の記載から、
0:05:12	変更しておりますので説明の方を移らさせていただきたいと思います。
0:05:17	原子炉建屋換気系のダクト改造、
0:05:20	(1) としまして、
0:05:22	東海第 2 発電所の原子炉建屋関係は、通常関係、下の図の①②と、
0:05:30	燃料取替専用関係、図中の③と④がありまして、
0:05:36	これまで東海第 2 発電所の方では、建設以降通常関係のみ運用しております
0:05:44	以下にですね通常関係と、燃料取替時間専用関係の設置した目的を記載しております、
0:05:51	通常関係は作業環境の悪化防止及び原子炉建屋内の空気が放射性物質で汚染されないという目的で設置しています燃料取替時専用関係は、
0:06:02	燃料取替時において S F P 水等の機関による結露は発生が懸念されますので、
0:06:08	炉水への異物等が混入するのを防止する目的から、環境をふやせるように当該関係を設置しております。
0:06:15	今回当初の設計思想を変更して、隔離弁とダクトの取合い部からの漏えいポテンシャルリスク低減を目的に、
0:06:22	燃料取替専用関係をなくし、通常関係のみに改造が可能か検討することとしました。
0:06:28	なおですね東海第 2 発電所の運開を、の燃料取りかえ関係を使用しましたが、
0:06:35	原子炉建屋と外気との差圧が大きくなりまして、プラント運用に支障が生じたことから、
0:06:41	当該関係の白いやめることとしております。その後、建設設計時に懸念された、
0:06:46	燃料取りかえ時における結露等の問題も生じていないため現在に至るまで当該関係は使用していない状況となります。
0:06:55	続きまして 540 ページの方になるんですけども、(2) としまして、
0:07:00	原子炉建屋、吸排気ファンへの影響ということになりまして、
0:07:04	原子炉建屋換気系には、それぞれ吸気と排気それぞれ 100%容量のファン 2 台を備えております 1 台は予備となります。
0:07:14	今回の改造をし、行った場合でも、ファンへの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:21	影響は、
0:07:22	ないとしております今回、改造に関しまして給排気ファンへの改造ないことから、改造にファンの性能への影響はないとしておりますまた既設の風量調整ダンパーがありますので、
0:07:33	そちらで不良は調整可能なため原子炉建屋内の関係についても、影響はないとしています。
0:07:41	また(3)としまして原子炉建屋が処理系の影響としまして、東海第2発電所の原子炉建屋ガス処理系は、
0:07:48	非常用ガス再循環系、以下SRベースといいます。また非常用ガス処理系、こちらをSGTSといいます。より構成されておりましたそれぞれ2系統あります。
0:07:59	1系統100%容量となっております放射線物質の放出を伴う事故時には、原子炉建屋換気系の通常換気を緊急閉鎖しまして、原子炉建屋と外部等隔離しまして、
0:08:11	同時にSGTSで原子炉建屋内負圧に保ち、外部への放射線物質の漏えいを防止する目的で現状建屋処理警報を設置しております。
0:08:20	またFRSは、
0:08:22	事故時に原子炉建屋内の空気を、FRSを通して再循環しまして、
0:08:27	放射線物質をフィルターに通すことで除去する目的で設置しております。
0:08:33	今回の改造をした場合においてもですね、原子炉建屋放射能高等の信号によりまして、
0:08:39	隔離弁を自動閉鎖する機能を維持されること等原子炉建屋、
0:08:44	換気系の給排気ダクトと、原子炉建屋ガス処理系ダクトの接続、接続口に変更はありませんので、改造による原子炉建屋が処理系の影響はないとしております。
0:08:57	(4)としましてまとめとしまして(1)(2)(3)の検討結果より、
0:09:03	建設設計時の懸念事項の問題解消されておりますので、原子炉建屋換気系を改造しましても、原子炉建屋給排気ファンへの影響及び、
0:09:13	原子炉建屋ガス処理系への影響がないため、改造可能と判断しており、判断しました。
0:09:19	また、
0:09:20	本改造に伴いまして設計竜巻による、
0:09:23	波及的影響を防止するため計画していた、廃棄かけるベースの補強を1、一部取り上げることとしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:30	への基準適合性への影響については、次ページ以降にまとめております。
0:09:45	はい。保守、日本原燃の補修ハナイと申します。ので概数、こちらの方の関係ダクト改造概要さんの方、
0:09:56	(4) のまとめという形で整理しまして、こういう理由でこちらの方、改造の方に、現地の方で実施し、していきたいと。
0:10:07	いう概要の説明でした。
0:10:13	ここで区切ってよろしいですか。続けてよろしいですかね。
0:10:22	それではここで一旦区切って規制庁の片桐ですではコメントや確認事項ありましたらお願いいたします。
0:10:35	規制庁皆川です。
0:10:37	全科Eの指摘を踏まえて、今回補足資料4、
0:10:43	を中心に修正をしていると思うんですけども、補足資料んについてちょっとまだ説明してない部分も含めて、
0:10:54	多分、前回の我々の指摘が正確に伝わってない、正確に認識してないんじゃないかなと思うので、ちょっとちょっともう一度、前回の指摘を、
0:11:04	繰り返したいと思うんですけども。
0:11:07	まず
0:11:09	今回その事業者としては、原子炉建屋の換気系の
0:11:15	全くとどう。あとはその吸気排気隔離弁、それを撤去をしたいと。
0:11:21	こういう改造の中身になってると思うんですけども、
0:11:26	まず我々確認したいのは、原子炉建屋換気系のダクト、それとあと吸気排気隔離弁ですね。
0:11:35	それがそれぞれどんな機能を持っているのか。
0:11:41	今補足資料4を見る限り、
0:11:44	原子炉建屋換気系としての機能としてだけで多分整理をされてんじゃないかなと思うんですけども。
0:11:51	ちょっとそれが本当に正しいのかどうかっていうのもよくわからなくて、
0:11:56	ンスで特に気にしてるのは吸気排気隔離弁のところなんですけれども、
0:12:01	排気隔離弁については、
0:12:05	竜巻防護対象設備ってということで、防護もしてると思うんですよ。
0:12:10	それって、
0:12:12	原子炉建屋換気系の機能を守るために、
0:12:16	やってるのかどうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:18	多分違いますよね。
0:12:20	なので、
0:12:22	今回改造をする。
0:12:25	原子炉建屋換気系のダクトと、
0:12:28	吸気排気隔離弁。
0:12:32	何の機能を持ってるんですかと。
0:12:38	まず多分そこから入ってかないと、
0:12:41	もう多分今事業者って、
0:12:44	原子炉建屋換気系の機能だけに注目して、いろいろ整理をしてるので、
0:12:49	何かよくわかんないんですけど、
0:12:52	なのでまずそれがそれぞれ何の機能を持ってるんですか。
0:12:56	それは多分その建屋の換気系だったり、
0:12:59	原子炉建屋原子炉棟のバウンダリなのかわかんないですけど、そういう機能だったりとか、多分そういういろいろな機能を持ってる。
0:13:06	と思うので、それをその何の機能を持ってるのかっていうのをまず整理をしていただきたいっていうのが1点と。
0:13:15	その機能に対して、
0:13:18	設置許可基準規則で、どういう要件はかかっているんですか。
0:13:23	という話。
0:13:25	ですね。
0:13:26	で、
0:13:28	それを踏まえて、
0:13:30	1回許可をしているので、
0:13:32	既許可の中、清川本部だったり、
0:13:36	テンパチテンジュウだったり、あと必要に応じて多分審査資料だったりっていうのがあると思うんですけども、
0:13:42	それで、このダクトと隔離弁に関するもの。
0:13:48	どういう要求に対して説明をして適合性をしようとしてたのか。
0:13:54	その適合性の内容ですよ。
0:13:58	で、
0:13:59	そこまで整理してもらって、いや、と。
0:14:03	このダクトだったり、
0:14:05	隔離弁だったりっていうのが、
0:14:07	既許可上でどういう位置付けだったのか。
0:14:10	っていうのが多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:12	整理ができて、我々も理解できると思うんですけども、
0:14:17	まずはそれを、
0:14:20	最初に整理をしていただかないと、
0:14:23	一体何を説明しようとしてるのかっていうのが、こちらはちょっと理解できない。
0:14:28	と思ってますと。
0:14:31	そのあとなんですけれども、
0:14:35	今のでその設置許可の位置付けていうのが、整理がされたら、今度その設置許可時に説明していた設計から、
0:14:43	変えて改造をするので、
0:14:46	改造に当たって、その許可基準規則の各条、
0:14:51	各条文に対して、
0:14:54	その改造することによって影響を確認しなければならない条文。
0:15:00	ていうのを抽出してもらう必要があると思うんですよね。
0:15:04	それを抽出してもらって、当然それには理由があるので、
0:15:09	その理由は何ですかっていう話ですよね。
0:15:14	そこの抽出が終われば、あとはその影響を確認していくんですけども、
0:15:21	今回多分
0:15:23	既許可での位置付けていうのを、
0:15:26	あまり整理をせず、換気系の改造によって、
0:15:31	設置許可基準への影響のあるやなしやっていうのは多分 548 ページ以降にまとめられていると思うんですけど、
0:15:39	これもちょっと全然不十分で、仮にこの
0:15:43	三角とか丸とかっていうことがこれが正しいものだったとしても、その影響がないっていうのは、
0:15:52	十分
0:15:54	なんで影響ないのっていうのを、十分そのエビデンスをつけて説明してもらう必要があって、
0:15:59	何でその工認の審査対象条文については、いっぱい前にエビデンスをつけているのに、
0:16:06	いきなり許可の話になると、この表だけなのかっていうの私はよくわかんないんですけど。
0:16:12	以上です。趣旨はわかりましたでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:21	はい。日本原子炉課長の花井と申します。三つのポイントですね、まず一つ目、こちらの撤去しようとしているダクト隔離弁のその機能の整理、
0:16:33	あと二つ目は設置許可上のダクト隔離弁、ダクトと、弁、隔離弁、その要求事項、
0:16:42	あとは、三つ目は、許可基準、その抽出Ⅱとの整合性がちょっとよくわからないというふうなコメントをいただきました。はい。
0:16:53	そちらについてまず一つ目、機能の整理と言ったやつを、こちらの方説明したいんですけどよろしいですかね。はい。
0:17:03	はい。通しページの500数、39ページをご覧ください。
0:17:10	こちらの方に東風カクダクト隔離弁、機能の整理というポイントを整理しています。そちらの方の(1)番の原子炉建屋関係のダクト改造という項目ですね。
0:17:26	その中の4行目、5行目、こちらの方でこちらの方の取りはず撤去しようとしているダクト隔離弁、
0:17:37	その機能の要求の方を記載してます。ちょっと
0:17:41	繰り返しん、整理するためにもう一度、説明さしてください。
0:17:47	東北の4行目ですね、通常関係通常換気系というものはこちらの方の図2の方で言うと、①番、②番、こちらのダクトのことを指してます。
0:18:00	通常関係は作業環境の悪化防止、及び原子炉建屋内の空気は放射性物質で汚染されないようにする目的で設置していますと。
0:18:10	で、燃料取替専用関係ですね。こちらの方は、図2の方で言うと、③番、④番の系統になりまして、こちらの方が、
0:18:22	燃料取りかえ、
0:18:25	床面ですね最上階のところ、そちらの専用の関係として、通常関係のたくて通常関係の
0:18:36	機能とはまた別。それとは全然違う形でもって、建設当時設計されてました。その設計されていたという目的は、
0:18:47	こちらの方の539ページのところの、51234、5行目ですね、5行目の、燃料取りかえ時において使用済み燃料プール、その水等の
0:19:01	機関による結露は、が発生して、結露が発生するかもしれないというふうに懸念されました。
0:19:08	その発生した結露水が、こちらの天井の方には、屋根のトラスR/Bの6階に、梁とか天井部の梁とかあるんですけども、
0:19:19	この春に結露がへ付着して、今度はその張りついた結露水が炉内

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:25	に滴下するというのを防止するために、換気量をふやせるよう、各専用の関係を設置していると、設置していましたというのが、
0:19:36	取外しようとしている図2の③、④、こちらの方のダクトの機能と、
0:19:44	いうふうになってます。
0:19:46	なんですけども、こちらの方、トーン、こちらの中、539ページの(1)番には下から3行目ですね。
0:19:55	なお書きで発電所分解した後に、燃料取替専用関係というものを使用しました。
0:20:03	使用したんですけれども原子炉建屋と外気との差圧が大きくなってプラント運用に支障が生じたため、当該関係を使用後やめると。
0:20:13	いうことをしたのが、現状です。その後、建設設計時に懸念された燃料とか維持における決を、
0:20:20	それは、飛ばずに結露が発生して敵カーを
0:20:25	滴下して、炉内、
0:20:28	新居、衛藤ホリ物、結露水購入するという問題も生じていない生じないと、ということが判明しています。なんで、現在に至るまで、
0:20:38	燃料取替専用関係というものは、使用していないと、使用していないんで、もう、こちらの方だく等の、
0:20:50	隔離弁とダクトについては、使用していないから、取り外しを行いたいと。
0:20:56	いう形で考えてます。
0:20:59	原子力規制庁の宮本ですけど、今の回答は、日本原子力発電としての回答と受け取ってよろしいんでしょうか。
0:21:11	はいそのように考えてます。
0:21:21	そういう認識でいいんですね、本当に。
0:21:25	今日本店もいるんだっけ。
0:21:28	何でも来ちゃう。
0:21:32	そういう認識でいいんですね。
0:21:35	であれば、なぜ、竜巻防護所守るべき隔離弁に抽出されてるんですけど。
0:21:49	衛藤はい。ありがとうございます10、すいません、12の方で、図2の方の、
0:21:57	廃棄隔離弁、廃棄確認Bというものが、右下の8000のところですね、8000のところにあります。8000のところから従来、
0:22:08	竜巻防護対策、こちらの方の隔離弁についても守ろうというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:23	私の質問は、
0:22:24	なぜこの排気弁を守る必要があるんですかっていう必要です。質問です。
0:22:35	竜巻防護上、
0:22:38	守るべきものは、
0:22:39	抽出されてると思います。
0:22:41	抽出、
0:22:43	安全機能とかも守るべきものがまず、基準適合上必要な防護防護する設備を抽出してると思うんですけど、
0:22:52	その、その目的というのを説明してくださいってことで今言ってるのは、
0:23:04	はい。日本原子炉清野花井と申します。
0:23:08	目的ですね、目的については、図2の、給排気隔離弁、排気隔離弁A Bですね、こちらの方は従来、
0:23:20	西東側の方に、江藤プラントの東側の方に隔離弁、排気隔離弁ついてるんですけども、そちらの方は竜巻、
0:23:31	竜巻のために、隔離弁がついていましたんで、
0:23:38	こちらの隔離弁を守るために、補
0:23:44	補強をしようというふうに考えてました。は考えていたんですけども、そもそもこちらの方の湯抑制系の方で見直した結果、
0:23:55	見直した結果、衛藤今
0:24:00	原子力規制庁の宮本ですけど、先ほどから私が言っている回答欲しいんですよだから今野原さんの方で説明されている以外で、誰か理解されてる方がいるのであれば今ここで説明していただきたいんですけど、
0:24:13	羽根さんが先ほどから説明してるのは隔離弁の説明だけであって私は聞いているのは、
0:24:18	まず、この隔離弁が、
0:24:20	どういう機能を持っていて、竜巻防護対象設備となったのかを説明してくださいってことです。
0:24:30	背弧の隔離弁については、放射性的の、原子炉建屋6階、そちらの方の放射性成分が検出されましたら、衛藤、
0:24:44	モニターの方で検知しまして、隔離、そちらから通常関係の方と隔離をしまして、隔離した結果、FRBSGTS
0:24:55	そちらの方を起動して、原子炉建屋の環境維持を図るという目的でこの隔離弁を、が設置されてました。なんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:05	こちらの方を、隔離弁を、関係の隔離弁を守るために、淘汰竜巻対策、
0:25:13	守る必要があるというふうに考えて従来は、この隔離弁を、の前に設置している壁、そちらを補強しようというふうに考えてました。
0:25:27	原子炉規制庁宮本ですけども。
0:25:30	まずヒアリングの入る前提として、
0:25:33	設置許可で、なぜこれを守らなければならないかっていうのを理解されていないと。
0:25:43	要は、
0:25:44	今ここで、別に答えられたら教えて欲しいんですけど、
0:25:49	もうそもそも竜巻で、
0:25:51	防護対象設備とした設備って、
0:25:54	重要度分類指針でいうと何になりますか。
0:26:06	はい。日本原子炉の話で申します。すいませんちょっとそちらの方。
0:26:17	利用度分類指針は、
0:26:20	うん、重要度分類指針はいつから、
0:26:25	労働分類指針はSクラスで整理されて、前回の説明を実施してます。
0:26:31	原子力規制庁の宮本ですけども、
0:26:34	まずそこを理解されてない状態でこれを、ここを続けても仕方ないところがあって、今Sクラスって言ったのは、耐震重要度無理だと思います。
0:26:43	私言ったのは重要度分類指針なので、そもそもその
0:26:47	抽出過程なり抽出目的なりが理解されてない状況でこれを説明されたとしても、そもそも設置許可上の
0:26:57	分類はどうなってますかっていう質問に対する答えを今日持ってきてるはずにもかかわらず、
0:27:03	うん、そうですね。
0:27:05	ヒアリング6番で、
0:27:07	07番7番とか、
0:27:10	その設置許可上の整理はどうなりましたかっていう質問に対して、
0:27:15	今、設置許可の、
0:27:18	許可内容を理解されてない状態で持ってきているという認識を、
0:27:24	持っていると思うんだけど、それを社としての回答として今持ってこられてるってさっき言いましたよね。
0:27:33	そういう認識でいいんですか。今、発電所の方もいると思うんだけど、
0:27:38	それを含めて今そういう理解でいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:44	はいすいません。ちょっとそこをもう1回整理させてください。申し訳ないです。
0:27:50	そこを理解しないと、先ほど言ったように、皆川が指摘してる内容に対して、
0:27:57	許可上どう整理しているかっていうのを、何も理解されてない状況で今日説明にこられたとしても、
0:28:03	これは先ほどから繰り返しているように、
0:28:07	答えてもらってないのをずっと続いているしか、我々としては、ちょっと感じ取れないんですけど。
0:28:16	ちょっと今、どういうふうに仕切り今おられるかだけ確認させてください。
0:28:19	はい。すいません。そのような形で、公明党。おっしゃられたんですけど、こちらの方持ってきたのは、
0:28:30	機能性リー等先ほどの機能整理の確認と、あと2番目の設置許可上の隔離弁の要求、あと許可基準の抽出した結果、
0:28:41	その三つのポイント等を整理してこちらの方持ってきたつもりで考えていたんですけども、すいませんちょっと、以前のコメントについては、資料ナンバー、
0:28:52	の方のす冒頭で説明したナンバー6番7番、こちらの方の内容についてはこちらの持ってきた資料の方で十分かなというふうに判断して、
0:29:05	整理してましたけどちょっとすいません、矛先が違った原子炉規制庁の宮尾ですけど、今回答されてるなり私ちょっと全然理解できないんですけど、
0:29:16	まず、
0:29:18	ここの、
0:29:20	昨日、
0:29:21	ここで今改造して、起動っていうのを設置許可で置いてどう整理してるかっていうのを今理解されない状態で、
0:29:28	持ってきていますよねと。
0:29:30	先ほど言ったようになぜこれを竜巻防護で何で対方々対象設備になったのかっていうのが、まるっきり理解されてない状況で今持ってこられるから、
0:29:41	そ、その状態で今我々これヒアリング続けたとしても、これは
0:29:47	理解されてない方に我々言ってもこれ、中身がこれから先こう説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:55	できないしかないですよ。多分そのそもそもの一番初めの設置許可の、
0:30:02	まん防求められる、今ここに今現状ついている設備がどういう安全機能を持ってるかっていうのを理解されない状態で、
0:30:10	今、
0:30:11	こられてるとしか私は思えないんだけど、
0:30:15	これヒアリングどうしますか
0:30:18	東海発電所から発言させていただいてよろしいでしょうか。
0:30:23	はいどうぞ。
0:30:26	すいません。和智小林と申します。
0:30:29	すいませんこちらで資料作成、
0:30:33	通したときの思いとしましては、資料の書いてある通り、原子炉建屋の換気系として1くくりで整理をしてしまいましたので、
0:30:45	ダクトであるとか、隔離弁であるとかそういった個別に対してもっと詳細に一つずつ機能が何かって整理が欠けていたっていうことは認識ができましたので、
0:30:57	そこはもう一度整理をさせていただいて、再度ご説明をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。原子力規制庁の宮尾です。それで
0:31:07	まずお願いしたいという今、さっき皆川が言った内容をまず理解されてし進めないと、
0:31:14	要は設置許可、ちょっと今木場さん多分理解されてるんだとは思いますが、まず、
0:31:21	まずこの今改造しようとしている内容、要は隔離弁も含めた、例えばこれ隔離弁というのは、
0:31:28	私、ちょっと調べただけこれ保安規定 50 条かなんかで定める隔離弁をいじろうとしてますよね。
0:31:36	日本原燃の花井と申します。本規定に定められている隔離弁、保安規定に定められている隔離弁って、
0:31:43	ある意味を持って据えつけられてるはずなんですよ。
0:31:46	上流側を全部、
0:31:49	それを理解されてない状態で、常用関係だけの説明されてもこれは困りますよってということなんですよ。
0:31:56	だから、私が言ってさっき皆さんが言ってるように、設置許可とか基準、技術基準とかそれぞれの条文ごとに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:04	まず改造しようとしている設備を整理して、どう整理されてきたか。
0:32:10	ていうのをまず整理していかないと、
0:32:13	それで、その上で、判断されてるならいいけど、今聞いた話や中身は、理解されてないとこれ影響ないと判断しましたとか申請必要ないと判断しましたっていう状況で、
0:32:25	私たちがこれを聞いたとしても、
0:32:28	中身理解されてないので、これ。
0:32:31	エビデンスを示して示しを説明してくださいって言われてもこれ答えないですよ。そしたら、
0:32:40	申し訳ないですこちらの設置許可としての必要な機能、あと工認とし、工認上の主張というのは、機能、あと保安規定上としての機能はちょっとこちらの方に明文カーして、ちょっとわかりにくかったって。
0:32:55	いうのは、ちょっと反省したりしております。いや、わかりにくかったというよりは、理解されてないので、
0:33:02	要は、まずね、
0:33:04	なんで保安規定で 50 条でこれね、隔離目的隔離っていうかその開閉、特に閉機能に対してすごく厳しくなってるかっていう、理解されてるかどうかなんですよ。
0:33:16	日本原燃の花井と申します。隔離機能が、ちょっとそちらの方、整理した結果はまた別の資料にあったんですちょっとこちらの方には、
0:33:27	反映してます。申し訳ないです。先ほどちょっと発電所から言われたのは、そっちはやってやってなかったっていう譲受、今言われてるのはちょっと全然わからなくなってきたんだけど、
0:33:38	常用設備の整理しかやってなかったんで、聞く。
0:33:42	系設備機器っていうかバルブとかダクトごとにはそこまで見てません、ちょっと整理できてませんでしたっていうのがさっきの発電所側の回答だったと思うんだけど、今花井さん言われたのは整理してたんですかそれは、
0:33:54	はい。庄内の方ではちょっとある程度整理してたんすすいませんこちらの方には、
0:34:03	発電所からコバヤシです。それが資料で明確に記載してわかりやすい資料になっていなかったと、いうことをご説明したかったものです。そこは次回までにわかりやすく、エビデンスも含めて、
0:34:20	再度ご説明をさせていただきたいと思います。
0:34:23	あ、わかりましたじゃとりあえずですね。だから、今日これ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:28	今、回答が全くできてない状況なので、
0:34:32	しっかりそこの、もう、先ほど皆川が言ったの繰り返しなんだけど、
0:34:36	まず設置許可、
0:34:38	技術基準、技術、工認の技術基準を含めて、今この改造としようとしている。隔離弁とかダクトとか、常用設備とか、どういう整理をされてるか。
0:34:51	読める読めないの議論って前回やめましょうって話してたと思うんですよ。
0:34:57	まず、読める読めないじゃなくてどういう機能をそもそも要求していて、その要求機能に対して、
0:35:05	現状こういう設計になってますと。
0:35:07	それに対して、改造後の姿を見たときに、要は
0:35:14	それに対してはどうだっていう話になるので、まず、今現状の設置許可とか技術基準とか、要は工認とかでどう整理できてるかっていうのを明確に整理していただかないと、
0:35:26	まずそれはむず、今判断できないってことですよね。
0:35:30	さらに言えば、そもそもこれは事業者がもともと何回も言ってますけど事業者が、もともとこれは工事計画に基づい、自分たちで申請した工事計画に対して我々が認可を与えてます。
0:35:45	で、それは工事ができないとかできるじゃなくて、できるのにもかかわらずこれを変更したいという説明ですよ。
0:35:52	そもそも、
0:35:54	ダクトダクトとか補助設備についても、
0:35:58	SAPの、多分漏えい対策があったとしてもそれはダンパか何かで調整できれば別に変える必要はないような話を今まで説明されてると思うんですよ。
0:36:09	にもかかわらずそれを改造したいっていうのであれば、そこはしっかり説明していかないと、これ、3月にこの話が出たときに、同じことを確か言ってたと思うんですよ。
0:36:21	にもかかわらずこれ今4月になってもこの状態なので、
0:36:24	1回、やっぱり会社持ち帰ってもらって、
0:36:31	本当にこれやるんですか、やらないでやるかやらないかというよりは、
0:36:35	よく確認してください。
0:36:39	そうしないと、これ我々これ資料を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:41	幾ら見たとしても、毎回、何か変わってない資料を見せられたとしても、
0:36:47	同じ指摘をせざるをえない。
0:36:51	そういう理解でいいですかね。
0:36:52	大丈夫でしょうか。
0:36:54	はい日本原子力範囲と申します。はい。おっしゃっている趣旨は理解しました。今井、今言った話は改造の概要を
0:37:07	ちょっと説明した状態です。
0:37:13	改造を概要した状態でその次の項目から、企画課への影響という項目が541ページからありまして、
0:37:25	それを具体的にこのようなことで要求されていました。
0:37:30	なんでこちらの方、改造を考えていますという流れです。説明しようかなと思ったんですけどちょっと申し訳ないです。ちょっと概要の改造の概要の方で、
0:37:42	次のステップで、衛藤評価への影響についてという項目を、これから説明しようかなというふうに思っていました。はい。
0:37:56	皆川です。もう何言ってるかよくわかんないんですけど、
0:38:00	とりあえずちょっと私が最初に言った指摘を、ちょっともう1回繰り返しますので、ここにいらっしゃらない、発電所の方でもし理解できないんだったら、ちょっと確認をしてもらおうようにしてもらっていいですかね。
0:38:14	もともと今回の、
0:38:18	この申請にあたって、名称としては原子炉建屋換気系っていう系統名称になってますけれども、
0:38:26	そこのダクトと、吸気排気隔離弁、それを改造をしますと、
0:38:32	多分今事業者は、この原子炉建屋換気系さっき発電所の小橋さんも言っていたんで、多分そこは理解していただいていると思いますけど、
0:38:40	原子炉建屋換気系っていうこの名称にとらえられて多分それに特化して整理をしてたと思うんですけど。
0:38:49	多分その原子炉建屋換気系っていう機能で、先ほど来繰り返している通り多分排気隔離弁って別に防護しないと思うんですよ。
0:38:59	なので、ここの排気隔離弁等を龍間キーで防護対象としてるのって、多分他の機能を担っているから、
0:39:09	統合してると思うんで、
0:39:11	今回改造するこのダクト、そして吸気排気隔離弁っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:18	機能として何をもってるんですかっていうのをまずそこを明確にしてもらわないと。
0:39:25	先に進みませんと。
0:39:28	で、
0:39:29	その機能が漏れなく整理されれば、
0:39:34	じゃあその機能に対して、設置許可既存規則上どういう要求がかかってるんですかっていうのを整理してもらって、
0:39:42	その要求に対して、
0:39:45	既許可のときに、
0:39:47	どういう説明をしてたんですか。
0:39:50	ていうところまで、
0:39:51	ワンセットで説明をして欲しいというふうに思ってますと。
0:39:55	そこまで整理してもらえれば、
0:39:57	既許可、
0:39:59	これらの改造するような、今回改造したいって事業者が行ってる設備、
0:40:05	の位置付けはある程度我々も認識できると思うので、
0:40:09	まずはそこまでしっかり整理をしてくださいと。
0:40:14	それ以降については今回それを改造するので、
0:40:17	当然既許可、
0:40:19	もう設計から変わるので、
0:40:21	それを変わることによって、どのような影響が生じるんですかっていうのを、各条文の、
0:40:27	照らして内容に照らして、
0:40:30	どれを影響確認すればいいのかっていうのを抽出してくださいと。
0:40:34	当然それも理由つきですけども、
0:40:37	で抽出されたら、あとはそれぞれの条文に対して、
0:40:41	じゃあ本当に影響ないんですかあるんですかっていうところを詳細にエビデンスつきで説明してくださいっていう。
0:40:48	そのステップを踏んで、設置許可の位置付けが整理できて、
0:40:52	それは本当に、
0:40:54	許可の申請の手続きとか何も要らないんですか。
0:40:58	本当に大丈夫ですかっていうところまで、多分確認ができそうな気もするので、
0:41:03	とりあえず多分それが整理をされないと、
0:41:07	工認の申請だけで、新審査はできないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:11	そこはしっかり前段を整理をしてください。
0:41:16	でいいです。
0:41:17	もう一つ言うと、多分その、
0:41:21	現象建屋換気系っていう、その名称のところを、の改造を事業者の申請通り、もしできたとしたら、
0:41:32	最終的に廃棄隔離ベースの補強外壁補強ですかね。
0:41:37	それをや、キキョカー。
0:41:39	通りじゃなくて、一部やめる。
0:41:42	ていう多分内容になってると思うので、
0:41:45	排気隔離弁室の補強の許可上の位置付けも同じように整理しなきゃいけないくて、
0:41:52	さっきの原子炉建屋換気系の整理の仕方と一緒に、
0:41:57	排気隔離弁室の外壁を請負って、
0:42:01	既許可状を、どういう整理になってたんですかっていうのも、一緒に整理して欲しいと。
0:42:06	いうふうに思ってますけれども、
0:42:08	発電所の方、理解はできますか。大丈夫すか。
0:42:14	東海発電所の小林と申します。
0:42:17	ちょっと繰り返しになりますがちょっと私の理解を発言させていただきます。
0:42:23	今の現状の設備、現象建屋換気系のお宅と、
0:42:29	あとは、隔離弁、それに、が持っている機能は何かっていうのを、明確にご説明をすると。
0:42:38	その持っている機能が、設置許可基準規則ではどこに当たるのか、それを許可いただくにあたってどういう説明をしたのか。
0:42:49	ということ整理をすると。
0:42:52	そうすると、今現状の設備で基準の適合性の要求事項がまとめられるので、
0:42:59	それに対して改造したことによってどこに影響が出るのかが明確になって、その点について、基準適合性で変更があるところはそこはしっかりとエビデンスをもってご説明をする必要があると。
0:43:12	というふうに理解しておりますが、それで間違いございませんか。はい。私の指摘はその内容だと思ってます。よろしく申し上げます。
0:43:22	はい、承知いたしました。
0:43:24	はい、ありがとうございます。はい隔離弁トウタクと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:29	あとは隔離弁室の要求事項も同じですよというふうに理解しました。ありがとうございます。
0:43:40	他コメントありますでしょうか。
0:43:45	あと規制庁のカタギリで、ちょっと先ほど宮本からも話があったんですけど、これも申請の理由というか目的ですね何か。
0:43:55	ヒアリングのたびに何か違う理由が書いてあるような気がして、今、パワーポイントの3ページ目だと、
0:44:04	今回漏えいポテンシャルリスク低減を目的にっていう記載になってますけど、
0:44:11	にその燃料取替G専用換気系をなくして書いてあるんですけど。
0:44:17	これ、燃料取りかえ時換気専用換気系をなくすのであれば図で言うところの、
0:44:24	マスキング部分なんですけど③と④を普通に撤去すればいいのであって、
0:44:31	モニターを移設しなくていいんじゃないですかっていう私が多分最初のヒアリングの時にこれだけ継ぎ接ぎするんだったら経過したらいいんじゃないって言うてるところにまた戻ってるような気がするんですけど。
0:44:46	そもそも漏えいのポテンシャルリスクを低減しなければならない理由についても、
0:44:53	何かよくわからなくて、ここ申請の理由についても、ちゃんと1回整理した方がいいと思いますので、
0:45:00	一番最初のページにあるSFPからの漏えい防止で楽と閉止しますっていうのはもはやなんかあんまり関係のない話になってるような気がするるので、
0:45:11	ちょっとそこもあわせて整理をお願いしたいと思うんですけどいかがですか。
0:45:19	はい日本原子炉型の花井と申します。はい。申請の理由がちょっと、
0:45:25	よくわからないというふうに理解しますから、すいません、こちらの方も、ちょっと理由をもうちょっと明確に反映して、説明を後日説明させていただきます。
0:45:38	規制庁の川岸他コメント。
0:45:42	規制庁宮本ですけどもちょっとカタギリの今の指摘ともかぶるところあるんですけど、
0:45:47	539ページの、これもパワーポイントの書き方がそもそもあるんですけど、その一番最後のなお書きのところありますよね。建設設計時に懸念

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	された長谷建設設計時にされた燃料取替における結露等の問題生じてないことってというのは、
0:46:03	ただ単に今まで生じてないだけであって、これから先を保証するものではないですよ。
0:46:12	はい日本原子力ハナイと申します。はい。すみません、こちらの今の記載の、
0:46:18	内容では、これから、それも生じないというふうに限定するとは読めないと思いますので、
0:46:26	そもそも建設当時に懸念された結露等はただ単に今は所今まで生じなかったんだけどこれからは生じないわけではないので、
0:46:35	その部分も含めて、要は設計のもともとの目的が維持されるのか維持されないのかがこれだと思う。
0:46:44	よくわからないよう(4)で、建設懸念事項の問題は解除されてるって解消されてると私は思えないので今のこの説明を見る限りでは、
0:46:53	そこも含めてしっかり理由から改善の理由から全部整理していただいた方がいいかなと思いますのでよろしくお願いします。
0:47:03	はい。日本原子力されます。
0:47:05	ありがとうございます。こちらの方、下次の
0:47:09	説明の時までに修正したいというふうに思います。
0:47:18	はい規制庁のカタギリでは、事業者から、
0:47:21	この先説明等ございますでしょうか。
0:47:30	はい。東洋は日本原子力の花井と申します。すみません、こちらの方の補足4についてはちょっと主、修正が必要だというふうに理解しましたんで、
0:47:43	こちらの方は、もう1回、持ち帰って、ちょっとまた日を改めて説明したいというふうに思ってます。
0:47:53	配給状況だけでは本日のヒアリングについて、すみません在宅の天野さんとかコメント等ございますでしょうか。
0:48:04	特にありません。はい、了解しました。
0:48:07	では再度今回コメントがあったことについては整理して説明いただくということでよろしいでしょうか。
0:48:17	はい。二本木次長が全部ハナイと申します。はい。説明させてください。
0:48:23	はい。規制庁の片岸で本日のヒアリングを終了したいと思います。皆さんお疲れ様でした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。